

徳島県福祉サービス第三者評価個別評価基準（障がい者・児福祉サービス版）
新旧対照表

改正後	現行
A－１ 利用者の尊重と権利擁護 A－１－（１） 自己決定の尊重 （略）	A－１ 利用者の尊重と権利擁護 A－１－（１） 自己決定の尊重 （略）
A－１－（２） 権利擁護 A② A-1-（２）-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。 【判断基準】 a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。 b) - c) 利用者の権利擁護に関する取組が十分ではない。	A－１－（２） 権利侵害の防止等 A② A-1-（２）-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。 【判断基準】 a) 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。 b) - c) 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が十分ではない。
評価の着眼点 □利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 □利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。 □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 □原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。 □所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 □権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 □権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。 評価基準の考え方と評価の留意点 （１）目的 （略） （２）趣旨・解説 （略） ○また、利用者の権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。 ○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつ	評価の着眼点 （新設） □権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。 □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 □原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。 □所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 □権利侵害の防止等について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 □権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。 評価基準の考え方と評価の留意点 （１）目的 （略） （２）趣旨・解説 （略） （新設） （新設）

改正後	現行
<u>うじて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</u> <u>○障害者・児の虐待防止については、障害者虐待防止法等の関係法令とともに、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」（厚生労働省、以下「施設・事業所マニュアル」）等を十分に理解し、具体的な取組を進めることが必要です。</u> （略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> （略） （３）評価の留意点 （略） ○権利侵害等が<u>発生</u>しないようさまざまな取組が重要です。過去３年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。 <u>○利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「1Ⅰ-1-（１）-①」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</u> <u>（削除）</u> （略）	<u>（新設）</u> （略） <u>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</u> <u>○障害者・児の虐待防止については、障害者虐待防止法等の関係法令とともに、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」（厚生労働省、以下「施設・事業所マニュアル」）等を十分に理解し、具体的な取組を進めることが必要です。</u> （略） （３）評価の留意点 （略） ○権利侵害等がないようさまざまな取組が重要です。過去３年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。 <u>（新設）</u> <u>○利用者の虐待防止等の権利擁護についての規定・マニュアルの整備、研修の実施等については、「29Ⅲ-1-（１）-②」で評価します。なお、虐待等の権利侵害の再発防止策の検討・実施については、本評価基準での評価を含め、「29Ⅲ-1-（１）-②」：着眼点「不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。」においてもプライバシー保護に関する取組とあわせて評価します。</u> （略）
A－２ 生活支援 A－２－（１） 支援の基本 A3 A-2-(1)-① ～ A5 A-2-(1)-③ （略）	A－２ 生活支援 A－２－（１） 支援の基本 A3 A-2-(1)-① ～ A5 A-2-(1)-③ （略）
A6 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。 【判断基準】 （略）	A6 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。 【判断基準】 （略）